

つくしだより



平成30年10月号

精神疾患で50年以上入院
1,773人!

都連会長 眞壁 博美

精神科病床のある全国の病院で50年以上入院する精神疾患の患者数が、2017年6月末時点で少なくとも1,773人に達することが毎日新聞の調査で判明しました。半世紀にわたり継続入院している患者数について、公的な統計は取られていません。厚生労働省は、患者の地域移行を掲げ入院患者数の削減を目指していますが、今も病院に収容され人生の大半を過ごす人たちが数多くいる実態が明らかになりました。

国立精神・神経医療研究センター(東京都小平市)が47都道府県・20政令市を通じ、民間を含め精神科病床のある病院から毎年6月末時点の患者に関する情報提供を受けている事から、毎日新聞は各自自治体に対し、センターに提出した資料を情報公開請求したほか、担当部署を取材。全国の精神病床を持つ病院の97.7%に相当する1,588病院について、1967年6月以前に入院した患者の人数を確認しました。神奈川県は「病院との取り決めに戻す」として、入院年月を明らかにしてお

らず、同県内の病院については、横浜、川崎、相模原の政令3市所管分に限って把握できたため、人数はさらに増える可能性があります。

国立精神・神経医療研究センターは、病院の現状を毎年調べており、2017年は精神科病床のある全国1,625病院のうち1,610病院から任意で情報提供を受けました。センターによると、入院患者は計28万4172人。入院期間が20年以上の患者については集計しており、2万5932人でした。

★「精神科特例」なくして良質な医療の提供を!

半世紀以上も精神科病院から出られない人が、1,700人以上もいることを重い現実として受け止め、国や都道府県は退院促進・地域移行への予算を大幅に増額し、地域で厚く支援する体制を創っていくことが大切です。特に患者は高齢になるほど生活能力が低下し、退院のモチベーションを失ってしまいます。

厚生労働省は、平成16年度に、「精神保健医療福祉の改革ビジョン」を示し、10年間で7万2千人の社会的入院をなくすという方針を掲げましたが、思うような成果が上が

りませんでした。そこで今度は、退院促進の対象者から「重度かつ慢性」の患者さんは除くとしています。「重度かつ慢性」とは、入院後1年を経過した時点で主治医が判断することになっていきます。しかし、医師・看護師等のスタッフが一般病床より少なくて良いとされる「精神科特例」がまかり通っている精神科病院で充分な治療を受けられない状態で、病状が1年経っても改善しないから、退院困難と判断されてはたまりません。

みんなねっと(全国精神保健福祉会連合会)の「平成29年度全国調査」では、「重度かつ慢性」とされる方の74.9%が通院治療を受けながら地域で生活されているという結果が出ました。「重度かつ慢性」であるからといって必ずしも入院治療でなくともよいことが証明されたといえます。

日本では、隔離収容政策の下、病院が精神疾患患者の受け皿になってきましたが、適切な治療で患者は地域で暮らせるようになります。「精神科特例」をなくして、せめて一般病院並みのスタッフを揃え、入院が長期化する前の対応が重要です。

渋谷区の家族会

渋谷太陽の会を訪ねました！

都連副会長 植松 和光

渋谷太陽の会は毎月第二金曜日の午後家族交流会を開いているそうです。今回、私は9月14日（金）の午後1時30分から午後4時の交流会に参加させて頂きました。

会場は、渋谷区役所が建て替え中のため、プレハブの仮庁舎2階の講堂で開かれました。

当日は、初めての方2名を含め13名の方が参加でした。最初に一時間半ほど「父親の役割についてと自立を促す」ことを中心にお話をさせて頂きました。当事者と関わるのはどこのご家族でも母親が中心か母親のみの家庭が圧倒的で、母親が大変な思いをしているのが実情です。父親は仕事をいいことに、当事者に向き合おうとしません。そのため、父子関係が悪化することもあります。逆に、父親が病気を理解し対応すると病気にも変化が現れます。どうぞ、精神疾患患者を家族に抱えるお父さん、お子さんやご家族の病気を受け止めてください。と参加者をお願いいたしました。また、当事者の自立については、いつまでも家族（両親）は若くありません、家族だけの当事者介護は無理です。どこかで、自立を促すことを考えてくださいと話させて頂きました。家族会の皆様有難うございました。

荒川めぐみ会50周年記念祝賀会に

参加して

都連副会長 轡田 英夫

去る9月18日午後6時から8時まで荒川区役所内レストラン「さくら」にて開催されました。

来賓に荒川区長の西川太一郎氏や、関係部署の部、課長や係長数人、社会福祉協議会関係者と保健相談所の関係者をお招きし、家族及び当事者等で60名の参加で盛大におこなわれました。

来賓の挨拶の後、プロジェクトにより今までの活動の歴史を振り返りました。中には、保健師さんたちと仲良く旅行を楽しんでいた



るといふ映像もあり、荒川めぐみ会が関係機関とともに手を携えて歩んできたという歴史の重みを感じさせられました。映像の途中で「あ、何々さんだ」という声があちこちから上がるよう

な楽しい雰囲気でした。

パーティーの後半には、ギターの伴奏での歌手の独唱。懐かしのメロディーのオンパレード、最後にみんなで歌える歌での合唱と楽しく終了しました。

荒川めぐみ会が、行政や保健相談所を含めた地域の中にしっかりと根付いて活動してきたことが感じさせられる祝賀会でした。

なお、荒川めぐみ会では、11月24日（土）午後1時半から荒川区障害者福祉会館「アクロスあらかわ」（町屋駅下車徒歩10分）にて、呉秀三先生の業績を記録した「夜明け前」の上映を企画しています。鑑賞ご希望の方は、荒川めぐみ会（03-3892-9711）までお問い合わせください。



東京つくし会のホームページをぜひご活用ください。家族会や関係団体の講演会のお知らせやイベントなど掲載いたしますので、ご連絡ください。またご覧になったご意見、ご感想をお待ちしています。

<http://ttsukushi.sakura.ne.jp/>

「東京都障害者への理解促進及び差別解消法の推進に関する条例」講座に参加して

都連副会長 川崎洋子

日時：平成30年9月7日（金）

午後2時から4時

会場：東京都障害者福祉会館

講師：大谷恭子氏（弁護士）

主催：東京都障害者社会参加推進センター

この講座参加は、都連理事の研修会の一環として行われました。

大谷氏は内閣府障害者政策委員として、障害者権利条約批准から障害者差別解消法、都条例までの経過を説明され、都条例に関して「障害への理解」という言葉が条例名に明記されていることは大きな特徴と強調されました。又、次のような特徴を説明されました。

- ・ 障害の定義として、社会モデルを明記したことです。従来は医学モデルとされて、個人の機能障害とされていましたが、社会構造が障害者を差別している、社会の責任として社会的障壁を取り除くべきとされていることです。

- ・ また、障害を理由とする差別を解消し、共生社会の実現を目指すとされています。
- ・ 少々耳慣れない表現ですが、合理的配慮の提供を義務付けています。合理的配慮とは障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的な場面や状況に応じて異なり、多様で個別性に高いものです。たとえば、障害の特性

に応じた休息時間の調整などルール、慣行を柔軟に変更することです。

- ・ 情報保障として言語としての手話が意志の表明として位置づけられました。

- ・ 専門相談体制の整備として、広域相談支援員（都）を置き、区市町村口と、連携をとるようにする。

- ・ 紛争解決の仕組みの整備としては、相談があった場合は、公正中立な第三機関である調整委員会が斡旋勧告をするが、悪質な事業者については都知事の名において勧告、公表する。

以上が、大谷氏の講演の要約です。

ここで、都条例の差別の禁止については、障害者差別禁止法では、合理的配慮の提供を、行政は義務、事業者は努力義務としています。都条例では事業者へも義務としているところは、大きく評価できると思います。

また、社会的障壁とは、障害者が日常生活、社会生活をする上で、障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念などです。

合理的配慮の提供は、過重な負担がないときとされていますが、この過重な負担とは、個別事案ごとに、総合的、客観的に判断するものとされています。事業事務、財務状況、費用負担、実現可能性などで、理由を説明し、理解を得るように努めるときめられています。一言で障害者差別解消といっても、個々の事例に応じてなされるべきで、困難な事例

もあるかと懸念します。

都条例は、平成30年10月1日から施行されています。

他の自治体の試行状況は、27の道府県が制定しています。（平成30年4月1日現在）この10月から都が加わります。

全国最初は、千葉県で平成18年です。都内では、八王子市、国立市、立川市、小金井市が制定しています。

国連の障害者権利条約批准から、大きく進んで着た障害者差別問題ですが、制度上のことだけで解決できるものではなく、今後の動きを見据え、問題は声を出して解決へと導かなくてはならないと考えます。

東京都の精神保健福祉学習会のお知らせ

東京都の精神保健福祉行政全般については、中々学習する機会がありませんでしたが、今回東京都福祉保健局の課長のご協力で開催することが出来ます。開催内容は左記のとおりです。なお、詳細につきましてはチラシでお知らせします。

日時：11月19日（月）13時30分～15時30分

場所：東京都障害者福祉会館

講師：西脇 誠一郎氏

（東京都福祉保健局

障害者施策推進部精神保健医療課長）

内容：東京都の精神保健医療福祉施策と予算

「無年金障害者をなくす会」に参加して

都連理事 鬼頭 博子

9月16日(日)「無年金障害者をなくす会」の会議に出席してきました。現役の専門職の方たち、他の障害ご本人(身体)、私は精神障害者の親の立場で、元つくし会理事の松原さんの後任として仲間に入れていただくことになり、様々な立場の5名が東新宿の日本障害者センターの一室に集まりました。

この日は7月21日の議案確認と10月28日の総会に向けた最終チェックを行い、その後は全員で印刷と発送をしました。開始早々のアクシデント(総会会場の手配)もありましたが、仲間たちの瞬時の判断力と行動力とで新たな場所を確保。仲間たちの、窮地に陥っても、目的に向かってぶれることなく淡々と繰り返し『人間力』に只々感心。お仕事ってこういうことだと再確認しました。

静かな事務所内に規則正しく響く印刷機の音と、刷り上がったばかりのインクのおいは、微妙にアドレナリンを刺激し、折り畳んで封筒に入れる作業とおしゃべりは相乗効果で仕事は思いのほかはかどり、情報交換もたっぷりです。

10月28日の総会・記念学習会は「年金打ち切り問題」を取上げます。是非たくさんのご参加をお待ちしております。

(案内別紙同封)



☆賛助会費☆ (敬称略)

野の花メンタルクリニック	50000円
妹尾 まみ	20000円
田沢 幸子	20000円
打浪 誉也	20000円
東京パトロール株式会社	50000円

ありがとうございます。

講演会のお知らせ

- ☆10/28(日) 高齢精神障害者の精神医療 (仮題)
講師:フリーランス精神科医師 和田 明氏 会場:スクエア荏原 3F
主催:年輪の会(品川区精神障害者当事者会) 申込・問合せ ☎03-5875-0433
- ☆11/3(土) みんなでやろう家族SST 講師:高森 信子氏
会場:二幸産業NSP健幸福祉プラザ5階視聴覚室(福祉センター)
申込不要 主催:サンクラブ多摩 ☎042-371-3380
- ☆11/10(土) 障害年金—精神社会福祉士の立場から
講師:駒木野病院・精神社会福祉士 山口多希代氏
会場:若松地域センター 主催:新宿フレンズ ☎03-3987-9788
- ☆11/12(月) こころの病になっても暮らしやすいまちとは
講師:やどかりの里常務理事 増田 一世氏 主催:稲穂会 ☎042-377-4711
会場:稲城市地域振興プラザ 4F大会議室 申込不要

※参加申込み・お問合せは、主催者までお願いします。

編集後記

日々の相談を受ける立場の私が憂えることは当事者の方と同居されているご家族の相談が実に多いことです。当事者の心の軋轢、葛藤が家族に対する暴言・暴力となってしまう状況に困り果てている家族の苦悩の深さに考えさせられます。親子の確執は医療関係者の力を借りなければ断ち切ることはできません。それにはまず、第一階として当事者の方が通院あるいは入院しているクリニック、病院に自身が自立を目標としている旨を強く訴えていくことです。同時に家族会からも働きかけが必至です。

当事者の方がデイケア、グループホームで自立の訓練をして、その後は住まいを借りて一人暮らしになります。医療者側に自立促進の働きかけをしていかなければ家族と同居の当事者の割合を七割から減らすことは難しいのではないのでしょうか。自立させることによって家族への暴言、暴力はかなり減らせる筈です。

相談という地道な仕事は家族に寄り添い、涙を流し、相談者と共に心の成長をし、私自身の生き様の弱点をあらさまに突かれているという有り難い体験をしているということです。

都連理事 小澤 輝江

つくしだよりは赤い羽根共同募金の配分を受けて発行しています。